

## 【注意】

この仕様書は受注者選定時点の案であり、プロポーザルにより優先交渉権者となった事業者が提出した企画提案書を基に契約前に協議し、詳細を決定するものとする。

### 伊予市こどもまんなか社会推進啓発業務仕様書

#### 1 業務名

この業務の名称は、伊予市こどもまんなか社会推進啓発業務（以下「本業務」という。）とする。

#### 2 業務の背景及び目的

伊予市（以下「本市」という。）では、国が推進する「次元の異なる少子化対策の実現」及び愛媛県が推進する「第2期えひめ・未来・子育てプラン（後期計画）」に賛同し、「明るい未来 子どもの笑顔あふれる やさしいまち」を基本理念として「伊予市子育て応援宣言」をすることで、家族ぐるみ、地域ぐるみの子育て社会及び魅力的な子育て環境の実現に向けて積極的に取り組んでいるところである。

社会全体で結婚・子育てを応援する機運を醸成するためには、多様化する個人の意識、気持ちを尊重しながらも将来の社会を支える子どもたちを、国や地域の財産として、社会全体で見守り、育てていくことの重要性を発信することが必要であり、行政、地域社会、家庭、個人といった各階層の意識変革に向けて具体的なアクションを起こすことで社会全体の意識を醸成することが求められる。

そこで本業務では、「さんきゅうパパプロジェクト」を中心とした国が進める子育て推進の重点的な取組に関して、本市の施設や施策に落とし込んで発信・啓発していくことで、市民や周辺地域に居住する方にとっても身近な課題であることを認識してもらい、地域ぐるみの意識改革に繋がるとともに、もって本市の子育て環境の向上に繋げることを目的に本業務を実施するものである。

具体的には、妻の出産に当たって休暇を取得し率先して家事や育児に参画することは、これからの時代「あたりまえのこと」である、というイメージを発信し、出産や育児を迎えようとする当事者である夫婦はもとより、その他の親族や職場の上司、同僚など周辺の人々にも浸透させていく取組み、さらには「伊予市で具体的にそうした行動をする」イメージを発信・定着させることとする。

メインターゲットは本市及び県内に居住する20歳代から40歳代の夫婦、サブターゲットはメインターゲットの親世代及び職場の上司、同僚とする。

#### 3 履行期間

契約の締結日から令和6年2月22日まで

#### 4 委託業務の概要

受注者は、本市と十分に協議しながら、以下の業務を行うこと。

##### (1) 全体計画の策定

本市の優位性や課題を調査、分析し、下記(2)から(6)に示す取組について、具体的な内容やスケジュールを含めたストーリー性のある全体計画を策定すること。

本業務全体を通じた趣旨として「さんきゅうパパプロジェクト」を本市及び周辺地域において普及・浸透させる取組を基本とすること。

##### (2) 目的達成に向けて有効性が期待される施設及び施策の抽出及びモニタリング

「さんきゅうパパプロジェクト」を本市において周知浸透させる際の活用資源として有効な市内施設及び施策（以下「市内施設等」という。）の抽出と、具体的な活用事例に関する情報収集を行い整理する。

併せて、妻の出産に合わせた男性の産休取得に関する一般からの意見収集並びに本業務実施前後の「さんきゅうパパプロジェクト」の周知度及び「伊予市は子育てに適した環境である」と感じる方の割合に係る変化をモニタリングする。

##### (3) 市内施設等を活用した情報発信素材及びWEB用データ作成

(2)で収集、整理した市内施設等を積極的に活用することで、本市での生活における「さんきゅうパパプロジェクト」の趣旨に沿った行動が具体的にイメージできる動画を作成する。

動画はデジタルハイビジョン解像度以上のカメラで撮影することとし、撮影時の施設使用許可、出演者の選定、演出、編集など、作成に必要な作業の一切が業務に含まれる。

素材ごとに4分以上5分以内に編集したものを契約期間内に15本以上作成することとし、一般的な動画編集ソフトで編集及び再生可能なファイル形式で納品すること。

成果品は本市公式ホームページ（以下「HP」という。）のほか、公式SNS及び動画配信チャンネルに掲載することを想定するほか、本市の判断で無期限かつ自由に発信できるものとする。

##### (4) 「さんきゅうパパプロジェクト」積極推進に向けたイメージ動画の作成

本市在住の男性が、「さんきゅうパパプロジェクト」の理念に沿って育休を取得し、妊産婦である妻を労わりながら市内施設等を積極的に活用し、家事や育児に取り組むことで、本市が子育てしやすいまちであることに気付くといった内容（これは一例であり、本業務の趣旨に沿った提案に基づき協議して決定する。）のイメージ・ショートムービーを作成する。

動画はデジタルハイビジョン解像度以上のカメラで撮影することとし、撮影時の施設使用許可、出演者の選定、演出、編集など、作成に必要な作業の一切が業務に含まれる。

成果品は再生時間3分間の動画を基本として作成し、同内容を30秒のショート版に再編集したものと併せて、一般的な動画編集ソフトで編集及び再生可能なファイル形式で納品すること。

成果品はHP、公式SNS及び動画配信チャンネルに掲載することを想定するほか、本市の判断で無期限かつ自由に発信できるものとする。

#### (5) HP掲載用データの作成

上記趣旨を踏まえた内容をHPに掲載することを想定したデータとして納品するほか、同内容を紙媒体の小冊子（日本産業規格B5版12ページ程度を想定している。）として5,000部印刷し納品する。

#### (6) クロスメディア展開による事業趣旨の積極的な発信

上記により取材及び制作した各種データを活用し、テレビ、インターネット、雑誌、フリーペーパー、街頭ビジョン、本市管理以外のSNS、動画チャンネルその他、様々な媒体を通して同時多発的に発信することで周知効果を高め、本市及び県内の出産・子育てと、男性の育休取得促進に向けた社会的機運の醸成に繋げる。

### 5 実施スケジュール

以下のスケジュールを基本として、本市と調整して決定・実施する。

- (1) 11月中旬：委託契約
- (2) 11月下旬：打合せ及び業務実施スケジュール等の確定
- (3) 12月上旬～2月下旬：業務の実施
- (4) 2月下旬：完了報告書及び成果品提出
- (5) 3月上旬：完了検査
- (6) 3月下旬：委託料支払い

### 6 成果品

- (1) 業務実施報告書 正本及び副本 各1部
- (2) 電子データ 一式

制作した動画、調査結果、掲載記事、写真など各種データ一式を、記録メディアに保存して提出すること。

- (3) 小冊子5,000部 4(5)により制作した小冊子を納品すること。
- (4) その他 4(6)において雑誌、新聞その他印刷媒体を用いて発信した際は、その原本（原則各2部）を提出すること。

## 7 業務実施体制等

### (1) 業務実施体制及びスケジュール

- ① 提案に基づき業務を実施できる人員体制及びスケジュールを提案すること。
- ② 業務の進捗状況については、随時、協議・報告することとし、本市と協議を行った際は、受注者が協議記録を作成し、本市の確認を得ること。

### (2) 業務責任者の配置等

業務の実施に当たっては、本業務を統括し、本市から指示を受ける窓口として業務責任者を配置し、円滑な業務遂行管理及び本市との意思疎通に努めること。

本業務の完了まで、死亡、退職又は本市が要望した場合を除き業務責任者を変更しないこと。

## 8 秘密保持

### (1) 秘密の保持

- ① 本市は本業務に関し、プロポーザル参加事業者から提出された企画提案書等を、本業務の受注（予定）者選定以外の目的で使用しない。
- ② 受注者は本業務に関し、本市から受領し、又は閲覧した資料及び本業務を通して得られた調査結果等を、本市の許可なく公表し、又は使用してはならない。
- ③ 受注者は、本業務により知り得た本市、市民、その他関係者の秘密を保持しなければならない。

### (2) 個人情報等の保護

受注者は、本業務を履行する上で個人情報及び個人の肖像を取り扱う場合、当事者又は親権者の同意等を得るとともに関係法令を遵守しなければならない。

- (3) 上記に掲げる秘密の保持及び個人情報の保護に関しては、契約期間満了後も継続して履行されるものとし、違反があった場合は法令に基づき厳正に対処するものとする。

## 9 再委託

受注者は、業務の一部を第3者に再委託することができる。ただし、事前に再委託の範囲及び再委託先を本市に書面で提示し、了承を得ること。また、受注者は再委託先の行為についても全責任を負うものとする。

## 10 知的財産権

- (1) 本業務で制作する中間生成物を含めた全ての知的創造物の知的財産権、所有権及び著作権法（以下「法」という。）上の一切の権利（法第27条及び法第28条を含む）は本市に帰属するものとし、本市及び受注者から依頼を受けて中間生成物を制作した者（以下「製作者等」という。）は、当該業務に係る事項に関して法第

17 条に規定する著作権者人格権を無期限に行使しないものとする。

ただし、本業務で作成された動画に合わせて編集された楽曲に関して、本市は動画として使用又は編集等する権利のみ有するものとし、楽曲そのものの著作権等を主張するものではない。

- (2) 本業務で制作した中間生成物を含めた知的創造物について、本市は製作者等に何ら断りなく二次利用することができる。
- (3) 構成素材に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受注者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。受注者又は製作者等が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。
- (4) 本業務で制作する中間生成物を含めた全ての成果品について、他者の所有権、知的財産権及び著作権を侵害しないことを保証すること。なお、他者の権利を侵害していることが明らかになった場合は、受注者が全ての責を負うものとし、本市は一切関知しない。

## 11 その他

### (1) 完了検査について

本業務は会計検査院による会計検査対象であるため、完了検査に当たっては、別紙「完了検査における業務実施確認チェックリスト」のチェック項目に留意して実施すること。

### (2) 事務処理について

本業務に関する事務処理に当たっては、本市の指示に従うとともに、伊予市財務会計規則に基づいて適切に処理すること。また、国庫補助金を活用した業務であることを認識し、本業務の経費として処理した領収書等については令和6年度以降5年間保管しておくとともに、市からの開示請求に応じられる形に整理しておくこと。

### (3) 不可効力事象発生時の対応について

感染症の流行や自然災害の発生による緊急事態宣言の発令その他、本市及び受注者のいずれにも責任が認められない理由により、本業務の一部変更又は中止が妥当と認められるときは、本市と受注者による協議の上、対応について決定する。

### (4) 疑義の解釈

本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、本市と受注者による協議の上、決定する。